

三 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第二項各号に掲げる有価証券の売出しを除く。）</p> <p>法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）及び法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）をいう。</p> <p>五～二十八 (略)</p> <p>(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)</p> <p>第一条の二 発行者が外国債等の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。</p> <p>一 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。）</p> <p>、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）及び法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）をいう。</p> <p>五～二十八 (略)</p> <p>(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)</p> <p>第一条の二 発行者が外国債等の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。</p> <p>一 (略)</p>

一の二 募集（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。）の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

一の三 売出し（第一条の八の三に規定する要件に該当することにより売出しに該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等が行われた同種の既発行証券（第一条の八の三に規定する同種の既発行証券をいう。第二条第三項及び第八条の二において同じ。）の売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該売出し

二〇五（略）

（適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者の代理人）
第一条の三 その有価証券発行勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。）が適格機関投資家向け勧誘（法第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。以下同じ。）に該当する外国債等の発行者は、本邦内に住所を有する者であつて、当該有価証券の譲渡に関する行為につき、当

一の二 募集（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第一条の六第一号で定める要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同条に規定する同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

（新設）

二〇五（略）

（適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者の代理人）
第一条の三 その有価証券発行勧誘等（法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。）が適格機関投資家向け勧誘（法第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。以下同じ。）に該当する外国債等の発行者は、本邦内に住所を有する者であつて、当該有価証券の譲渡に関する行為につ

該外国債等の発行者を代理する権限を有するもの（次条において「発行者の代理人」という。）を定めなければならない。

（特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲）

第一条の五 令第二条の十二の四第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。）で外国債等に該当するもの及び特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の四第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。）で外国債等に該当するものとする。

（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等）

第一条の六 令第二条の十二の四第一項に規定する有価証券で外国債等に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを関東財務局長に提出しなければならない。

一～三 （略）

2 発行者が外国債等の発行者である場合における令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、申請のあつた日の属する会計年度又は事業年度（以下「会計年度等」という。）の直前会計年度等の末日及び直前会計年度等の開始の前二年内に開始した会計年度等の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等という）の有する当該外国

債、当該外国債等の発行者を代理する権限を有するもの（次条において「発行者の代理人」という。）を定めなければならない。

（特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲）

第一条の五 令第二条の十二の二第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。）で外国債等に該当するもの及び特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の二第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。）で外国債等に該当するものとする。

（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等）

第一条の六 令第二条の十二の二第一項に規定する有価証券で外国債等に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを関東財務局長に提出しなければならない。

一～三 （略）

2 発行者が外国債等の発行者である場合における令第二条の十二の二第一項に規定する所有者の数は、申請のあつた日の属する会計年度又は事業年度（以下「会計年度等」という。）の直前会計年度等の末日及び直前会計年度等の開始の前二年内に開始した会計年度等の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等という）の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載されている者（非

債等の所有者の名簿に記載されている者（非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十三条の二第四項において同じ。）を除く。）の数とする。

3 (略)

(同一種類の有価証券)

第一条の八 法第四条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第十條の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である外国債等とする。

(有価証券通知書)

第二条 (略)

2 (略)

3 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 当該有価証券の売出しに係る有価証券の所有者であつて、次に掲げる者

イ 当該有価証券の発行者又は当該発行者の子会社（会社法第二條第三号に規定する子会社をいう。以下この項及び第八條の二において同じ。）若しくは主要株主（法第二十九條の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この項及び第八條の二におい

居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十一條の十五第二項第二号ロ及び第十三條の二第四項において同じ。）を除く。）の数とする。

3 (略)

(同一種類の有価証券)

第一条の八 法第四条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第十二條第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である外国債等とする。

(有価証券通知書)

第二条 (略)

2 (略)

(新設)

て同じ。)

ロ 当該有価証券の発行者の役員（法第二十一条に規定する役員をいう。以下この項及び第八条の二において同じ。）又は発起人（外国会社にあつては、発起人に相当する者。以下この項及び第八条の二において同じ。）

ハ 当該有価証券の発行者の子会社の役員又は発起人

ニ イからハまでに掲げる者に類するもの

二 当該有価証券の売出しに係る引受人（法第二条第六項第一号に掲げる行為を行う者を除く。）に該当する金融商品取引業者等

三 当該有価証券と同種の既発行証券に係る取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）又は売付け勧誘等に係る引受人に該当する金融商品取引業者等であり、かつ、次に掲げる者のいずれかに該当するもの

イ 当該有価証券の売出しに係る有価証券の発行者の子会社又は主要株主

ロ 当該有価証券の売出しに係る有価証券の発行者が属する企業集団（法第五条第一項第二号に規定する企業集団をいう。第八条の二において同じ。）に属する者

ハ イ及びロに掲げる者に類するもの

4 | (略)

(開示が行われている場合)

第三条の二 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、当

3 | (略)

(開示が行われている場合)

第三条の二 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、当

該有価証券が外国債等である場合には次に掲げる場合とする。

- 一 当該外国債等と同一の発行に係る外国債等について既に行われた売出し又は当該外国債等と同種の外国債等（定義府令第十条の二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該外国債等と同一である他の外国債等をいう。以下この条において同じ。）について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じている場合（当該外国債等の発行者が法第二十七条において準用する法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二・三 （略）

（有価証券届出書の記載内容等）

第五条 法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする外国債等の発行者は、第二号様式により有価証券届出書三通を作成し、関東財務局長（金融庁長官）による法第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第二項若しくは第二十四条の五第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書若しくは訂正報告書又は法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による

該有価証券が外国債等である場合には次に掲げる場合とする。

- 一 当該外国債等と同一の発行に係る外国債等について既に行われた売出し又は当該外国債等と同種の外国債等（定義府令第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該外国債等と同一である他の外国債等をいう。以下この条において同じ。）について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じている場合（当該外国債等の発行者が法第二十七条において準用する法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二・三 （略）

（有価証券届出書の記載内容等）

第五条 法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により有価証券届出書を提出しようとする外国債等の発行者は、第二号様式により有価証券届出書三通を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官。第十一条の三、第十一条の七、第十一条の八、第十一條の十、第十三條第一項、第十四條の四及び第十六條の二を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。

(参照方式による有価証券届出書)

第六條の三 (略)

2・3 (略)

4 | 法第二十七條において準用する法第五條第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする外国債等の発行者が本邦において有価証券届出書を提出することにより発行し、又は交付された債券の券面総額が百億円以上であることとする。

(参照方式による有価証券届出書)

第六條の三 (略)

2・3 (略)

4 | 法第二十七條において準用する法第五條第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする外国債等の発行者が次の各号のいずれかに該当することとする。

一 | 当該発行者が、本邦において有価証券届出書を提出することにより発行した債券の券面総額が百億円以上であること。

二 | 一の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第一條第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下この項において同じ。）により、当該発行者が発行者である外国債等で既に発行されたものいづれかに特定格付（企業内容等の開示に関する内閣府令第九條の四第五項第一号ホに規定する格付をいう。以下この項において同じ。）が付与され、かつ、他の指定格付機関により、当該発行者である外国債等で既に発行されたもの又はその募集若しくは売出しに関し法第四條第一項に規定する届出をしようとする外国債等のいづれかに特定格付が付与されていること（これらの格付が公表されている場合に限る。）。

(目論見書の作成を要しない有価証券の売出し)

第八条の二 法第二十七条において準用する法第十三条第一項(法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。

一 法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないもの。

二 有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が次に掲げる者に該当しない場合における当該有価証券の売出し

イ 当該有価証券の発行者又は当該発行者の子会社若しくは主要株主

ロ 当該有価証券の発行者の役員又は発起人

ハ 当該有価証券の発行者の子会社の役員又は発起人

ニ イからハまでに掲げる者に類するもの

三 有価証券の売出しを行う金融商品取引業者等が当該有価証券の売出しに係る引受人(法第二条第六項第一号に規定する行為を行う者を除く。)に該当しない場合における当該有価証券の売出し

四 有価証券の売出しを行う金融商品取引業者等が当該有価証券と同種の既発行証券に係る取得勧誘又は売付け勧誘等に係る引受人に該当せず、かつ、次に掲げる者に該当しない場合における当該有価証券の売出し

イ 当該有価証券の売出しに係る有価証券の発行者の子会社又は

(目論見書の作成を要しない有価証券の売出し)

第八条の二 法第二十七条において準用する法第十三条第一項(法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないものとする。

主要株主

- ロ 当該有価証券の売出しに係る有価証券の発行者が属する企業
集団に属する者
- ハ イ及びロに掲げる者に類するもの

(訂正発行登録書の提出事由等)

第十一条の五 提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十七条において準用する法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

- 一 (略)
- 二 記載された発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。

三・四 (略)

2 (略)

3 法第二十七条において準用する法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 発行予定額又は発行残高の上限の増額
- 二・三 (略)

(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)

主要株主

- ロ 当該有価証券の売出しに係る有価証券の発行者が属する企業
集団に属する者
- ハ イ及びロに掲げる者に類するもの

(訂正発行登録書の提出事由等)

第十一条の五 提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十七条において準用する法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情は、次の各号に掲げる事情とする。

- 一 (略)
- (新設)

二・三 (略)

2 (略)

3 法第二十七条において準用する法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 発行予定額の増額
- 二・三 (略)

(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十一条の十三 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三
第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証
券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に
該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は当該有価証券交付
勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこ
と及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項と
する。

一 当該有価証券の有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号ハに
規定する条件が付されている場合 当該有価証券発行勧誘等に付
された条件の内容

二 当該有価証券の有価証券交付勧誘等に令第一条の七の四第一号
ハに規定する条件が付されている場合 当該有価証券交付勧誘等
に付された条件の内容

三 当該有価証券に定義府令第十一条第一項又は第十三条の四第一
項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合
当該制限の内容

四 当該有価証券が定義府令第十一条第二項又は第十三条の四第二
項に定める要件に該当している場合 当該要件の内容

2 | 法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める場合は、
当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価
額の総額に、当該適格機関投資家向け勧誘を行う日以前一月以内に
行われた適格機関投資家向け勧誘に係る当該有価証券と同一種類の
有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未

第十一条の十三 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三
第一項に規定する内閣府令で定める者は、当該適格機関投資家向け
勧誘を行う者及び当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の売
付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家
(法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第十一
条の十五第二項において同じ。)とする。

2 | 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第一項に規定
する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等
が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行
勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこ
と及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項と
する。

一 当該有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号に規定する条件
が付されている場合 当該有価証券発行勧誘等に付された条件の
内容

二 当該有価証券に定義府令第十一条第一項に定める方式に従った
譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容

三 当該有価証券が定義府令第十一条第二項又は第三項に定める要
件に該当している場合 当該要件の内容

3 | 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第一項に規定
する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

満となる場合とする。

(特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等)

第十一条の十三の二 (略)

2 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取引所金融商品市場(法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。)において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等を行う場合
当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う方法その他の当該金融商品取引所の定める規則において定める方法

二 (略)

三 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号ロ若しくは第二号ロ若しくは定義府令第十二条第一号ロ又は令第一条の八の二第一号ロ若しくは第二号ロ若しくは定義府令第十三条の六第一号ロに規定する条件が付されている場合には、その内容

3 (略)

(少人数向け勧誘等に係る告知の内容等)

(特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等)

第十一条の十三の二 (略)

2 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取引所金融商品市場(法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。)において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等(同条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。次号において同じ。)を行う場合
当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う方法その他の当該金融商品取引所の定める規則において定める方法

二 (略)

三 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号ロ若しくは第二号ロ若しくは定義府令第十一条の三第一号ロ又は令第一条の八の二第一号ロ若しくは第二号ロ若しくは定義府令第十三条の三第一号ロに規定する条件が付されている場合には、その内容

3 (略)

(少人数向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十一条の十四 法第二十七条において準用する法第二十三条の第十三条に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が少数向け勧誘（同項に規定する少数向け勧誘をいう。）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 当該有価証券に定義府令第十三条第一項又は第十三条の第七第一項に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容

二 当該有価証券が定義府令第十三条第二項若しくは第三項又は第十三条の七第二項若しくは第三項を満たしている場合 当該要件のうち当該有価証券の所有者の権利を制限するものの内容

2 法第二十七条において準用する法第二十三条の第十三条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、当該少数向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該少数向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた少数向け勧誘に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満となる場合とする。

第十一条の十四 法第二十七条において準用する法第二十三条の第十三条に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等が少数向け勧誘（同項に規定する少数向け勧誘をいう。）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 当該有価証券に定義府令第十三条第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合 当該制限の内容

二 当該有価証券が定義府令第十三条第二項又は第三項に定める要件を満たしている場合 当該要件のうち当該有価証券の所有者の権利を制限するものの内容

2 法第二十七条において準用する法第二十三条の第十三条第四項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

第十一条の十五 法第二十七条において準用する法第二十三条の十四

（削る）

第一項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

2| 法第二十七条において準用する法第二十三条の第十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一| 当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ| 金融商品取引業者（認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）、登録金融機関（法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいい、認可金融商品取引業協会に加入しているものに限る。以下この項において同じ。）又は金融商品仲介業者（法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。次号ハにおいて同じ。）が適格機関投資家以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下この項において単に「勧誘」という。）を行う場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきものとされていること。

ロ| 当該有価証券の保管の委託を受けた金融商品取引業者又は登録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を説明した文書を交付すべきものとされていること。

二| 次のいずれかの場合に該当すること。

イ| 当該勧誘の相手方が金融商品取引業者又は登録金融機関である場合

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を金融商品取引業者又は非居住者に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ 当該勧誘を行う者が金融商品取引業者、登録金融機関又は証券仲介業者であり、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその有価証券の保管を金融商品取引業者又は登録金融機関に委託することを売付けの条件として、当該勧誘を行う場合（イ及びロに該当する場合を除く。）

3 法第二十七条において準用する法第二十三条の第十四第二項に規定する内閣府令で定める内容は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十三条の第十四第一項に規定する条件の内容
- 二 当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当していない旨

4 第二項第一号イ又はロに規定する文書を交付すべき者（以下この条において「文書交付者」という。）は、同号イ又はロに規定する文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交付を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）の承諾を得て、同号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により

提供することができる。この場合において、文書交付者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 文書交付者等（文書交付者又は文書交付者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを文書被交付者若しくは文書交付者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と文書被交付者等（文書被交付者又は文書被交付者との契約により文書被交付者ファイル（専ら当該文書被交付者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、文書被交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該文書被交付者の文書被交付者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は

受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ハ 文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の文書被交付者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

5 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一 文書被交付者が閲覧ファイル又は文書被交付者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を文書被交付者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を文書被交付者に対し通知するものであること。ただし、文書被交付者が

当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ニに規定する方法にあつては、文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を文書被交付者ファイルに記録するものであること。

四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、文書被交付者の承諾（第七項及び第八項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は文書被交付者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに規定する方法については、文書被交付者ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五 前項第一号ニに規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により文書被交付者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した文書被交付

者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた文書被交付者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者等の使用に係る電子計算機と、文書被交付者ファイルを備えた文書被交付者等又は文書交付者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 文書交付者は、第四項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十八条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書(以下この条において単に

(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十八条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書(以下この条において単に

「目論見書」という。)に記載された事項を提供しようとする者(以下この条において「目論見書提供者」という。)において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、目論見書の交付を受けるべき者(以下この条において「目論見書被提供者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 目論見書提供者等(目論見書提供者又は目論見書提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを目論見書被提供者若しくは目論見書提供者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と目論見書被提供者等(目論見書被提供者又は目論見書被提供者との契約により目論見書被提供者ファイル(専ら当該目論見書被提供者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。))を自己の管理する電子計算機に備え置く者(以下この条において同じ。))の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて目論見書に記載された事項(以下この条において「記載事項」という。))を送信し、目論見書被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提

「目論見書」という。)に記載された事項を提供しようとする者(以下この条において「目論見書提供者」という。)において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、目論見書の交付を受けるべき者(以下この条において「目論見書被提供者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 目論見書提供者等(目論見書提供者又は目論見書提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを目論見書被提供者若しくは目論見書提供者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と目論見書被提供者等(目論見書被提供者又は目論見書被提供者との契約により目論見書被提供者ファイル(専ら当該目論見書被提供者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。))を自己の管理する電子計算機に備え置く者(以下この条において同じ。))の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて目論見書に記載された事項(以下この条において「記載事項」という。))を送信し、目論見書被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提

供者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けられない旨の申出をする場合にあつては、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて目論見書被提供者の閲覧に供し、目論見書被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該目論見書被提供者の目論見書被提供者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けられない旨の申出をする場合にあつては、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ・ニ（略）

二（略）

3 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一～三（略）

四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 当該目論見書の提供があつた時から五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間。ロにおいて同じ。）次に掲げる事項を消去

供者ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合にあつては、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて目論見書被提供者の閲覧に供し、目論見書被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該目論見書被提供者の目論見書被提供者ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合にあつては、目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ・ニ（略）

二（略）

3 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一～三（略）

四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 当該目論見書の提供があつた時から五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間。ロにおいて同じ。）次に掲げる事項を消去

し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被提供者の同意（第一項に規定する方法による同意をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合又は目論見書被提供者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

(イ・ロ) (略)

ロ (略)

五 (略)

4・5 (略)

6 第一項の規定による同意を得た目論見書提供者は、当該目論見書被提供者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該目論見書被提供者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該目論見書被提供者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十八条の三 法第二十七条の三十の九第二項において法第二十七条の三十の九第一項を準用する場合の内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供しようとする者（以下この条において「

し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被提供者の承諾（第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合又は目論見書被提供者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

(イ・ロ) (略)

ロ (略)

五 (略)

4・5 (略)

6 第一項の規定による承諾を得た目論見書提供者は、当該目論見書被提供者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該目論見書被提供者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該目論見書被提供者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十八条の三 法第二十七条の三十の九第二項（法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面を除く。次項において同じ。）において法第二十七条の三十の九第一項を準用する場合の内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する書面に記載す

文書交付者」という。)において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、書面の交付を受けるべき者(以下この条において「文書被交付者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものイ 文書交付者の使用に係る電子計算機と文書被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、当該文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたフ

べき事項(以下この条において「記載事項」という。)を提供しようとする者(以下この条において「文書交付者」という。)において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、書面の交付を受けるべき者(以下この条において「文書被交付者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものイ 文書交付者の使用に係る電子計算機と文書被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、当該文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたフ

イルにその旨を記録する方法)

二 (略)

3～5 (略)

6 第一項の規定による同意を得た文書交付者は、当該文書被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

イルにその旨を記録する方法)

二 (略)

3～5 (略)

6 第一項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の準用)

第十八条の四 第十八条の二の規定(同条第二項第一号二並びに同条第三項第三号、第四号ロ及び第五号を除く。)は、法第二十七条の三十の九第二項(法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面に限る。)において同条第一項を準用する場合について準用する。この場合において、第十八条の二第三項第四号中「当該目論見書の提供があつた時から」を「当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後」と読み替えるものとする。

(削る)

○ 外国債等の発行者の名称等の開示に関する取組方針

改 正 案	現 行
<p>第六号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者の名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 (1) _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 (2) _____</p> <p>【住所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【住所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【発行登録の対象とした募集又は売出し】 _____</p> <p>【発行予定期間】 (3) この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成 年 月 日)から 年を経過する日(平成 年 月 日)まで</p> <p>【発行予定額又は発行残高の上限】 (4) _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 (5) 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第一部・第二部(略) (記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 発行予定額又は発行残高の上限 a 発行登録による募集又は売出しを予定している債券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。 b (略) (5)～(7) (略)</p>	<p>第六号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】 _____</p> <p>【提出書類】 発行登録書</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【発行者の名称】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】 (1) _____</p> <p>【代理人の氏名又は名称】 (2) _____</p> <p>【住所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【住所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【発行登録の対象とした募集又は売出し】 _____</p> <p>【発行予定期間】 (3) この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成 年 月 日)から 年を経過する日(平成 年 月 日)まで</p> <p>【発行予定額】 (4) _____</p> <p>【縦覧に供する場所】 (5) 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第一部・第二部(略) (記載上の注意) (1)～(3) (略) (4) 発行予定額 a 発行登録による募集又は売出しを予定している債券の発行価額又は売出価額の総額を記載すること。 b (略) (5)～(7) (略)</p>

改 正 案

現 行

第七号様式

【表紙】
 【提出書類】 訂正発行登録書
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 平成 年 月 日
 【発行者の名称】 _____
 【代表者の役職氏名】 (1) _____
 【代理人の氏名又は名称】 (2) _____
 【住所】 _____
 【電話番号】 _____
 【事務連絡者氏名】 _____
 【住所】 _____
 【電話番号】 _____
 【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 _____

【発行登録書の内容】

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限	
残額又は残高	

【効力停止期間】 (3) この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成 年 月 日（提出日）から平成 年 月 日までである。

【提出理由】 (4) _____

【縦覧に供する場所】 (5) 名称 _____
 (所在地) _____

(記載上の注意)

(1) ~ (3) (略)

(4) 提出理由

次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載すること。

a (略)

b 発行予定額を記載した場合において、当該発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発行する見込みがなくなったこと。

c 発行残高の上限を記載した場合において、当該発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。

d ~ f (略)

(5) ・ (6) (略)

第七号様式

【表紙】
 【提出書類】 訂正発行登録書
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 平成 年 月 日
 【発行者の名称】 _____
 【代表者の役職氏名】 (1) _____
 【代理人の氏名又は名称】 (2) _____
 【住所】 _____
 【電話番号】 _____
 【事務連絡者氏名】 _____
 【住所】 _____
 【電話番号】 _____
 【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 _____

【発行登録書の内容】

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額	
残額	

【効力停止期間】 (3) この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成 年 月 日（提出日）から平成 年 月 日までである。

【提出理由】 (4) _____

【縦覧に供する場所】 (5) 名称 _____
 (所在地) _____

(記載上の注意)

(1) ~ (3) (略)

(4) 提出理由

次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載すること。

a (略)

b 記載された発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発行する見込みがなくなったこと。

(新設)

c ~ e (略)

(5) ・ (6) (略)

改正案

現行

第九号様式

【表紙】
 【発行登録追補書類番号】 _____
 【提出書類】 発行登録追補書類
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 平成 年 月 日
 【発行者の名称】 _____
 【代表者の役職氏名】 _____
 【代理人の氏名又は名称】 _____
 【住所】 _____
 【電話番号】 _____
 【事務連絡者氏名】 _____
 【住所】 _____
 【電話番号】 _____
 【今回の募集（売出）金額】（1） _____
 【発行登録書の内容】（2）

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限	

【これまでの募集（売出）実績】（3）

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			減額総額	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） _____

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			償還総額		減額総額	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） _____

【縦覧に供する場所】（4） 名称 _____
 (所在地) _____

第九号様式

【表紙】
 【発行登録追補書類番号】 _____
 【提出書類】 発行登録追補書類
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 平成 年 月 日
 【発行者の名称】 _____
 【代表者の役職氏名】 _____
 【代理人の氏名又は名称】 _____
 【住所】 _____
 【電話番号】 _____
 【事務連絡者氏名】 _____
 【住所】 _____
 【電話番号】 _____
 【今回の募集（売出）金額】（1） _____
 【発行登録書の内容】（2）

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額	

【これまでの募集（売出）実績】（3）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			減額総額	

【残額】（4）（発行予定額－実績合計額－減額総額） _____

【縦覧に供する場所】（5） 名称 _____
 (所在地) _____

第一部 (略)

第1～第4 (略)

第5【その他の記載事項】(6)

第二部【参照情報】(7)

第1・第2 (略)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

(1)・(2) (略)

(3) これまでの募集(売出)実績

a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額)を差し引いた金額を記載すること。

b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の発行価額の総額を加算した金額を記載すること。

(削る)

(4)～(6) (略)

第一部 (略)

第1～第4 (略)

第5【その他の記載事項】(6)

第二部【参照情報】(7)

第1・第2 (略)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

(1)・(2) (略)

(3) これまでの募集(売出)実績

a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(4) 残額

「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。

(5)～(7) (略)

改正案

現行

第十号様式

【表紙】
 【発行登録通知書番号】 _____
 【提出書類】 発行登録通知書
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 平成 年 月 日
 【発行者の名称】 _____
 【代表者の役職氏名】 _____
 【代理人の氏名又は名称】 _____
 【住所】 _____
 【電話番号】 _____
 【事務連絡者氏名】 _____
 【住所】 _____
 【電話番号】 _____
 【今回の募集（売出）金額】（1） _____
 【発行登録書の内容】（2）

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額又は発行残高の上限	

【これまでの募集（売出）実績】（3）

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			減額総額	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） _____

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
実績合計額			償還総額		減額総額	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） _____

第1～第3 （略）

第十号様式

【表紙】
 【発行登録通知書番号】 _____
 【提出書類】 発行登録通知書
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 平成 年 月 日
 【発行者の名称】 _____
 【代表者の役職氏名】 _____
 【代理人の氏名又は名称】 _____
 【住所】 _____
 【電話番号】 _____
 【事務連絡者氏名】 _____
 【住所】 _____
 【電話番号】 _____
 【今回の募集（売出）金額】（1） _____
 【発行登録書の内容】（2）

提出日	年 月 日
効力発生日	年 月 日
有効期限	年 月 日
発行登録番号	
発行予定額	

【これまでの募集（売出）実績】（3）

番号	提出年月日	募集（売出）金額	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額			減額総額	

【残額】（4）（発行予定額－実績合計額－減額総額） _____

第1～第3 （略）

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第一号様式に準じて記載すること。

(1)・(2) (略)

(3) これまでの募集(売出)実績

a 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額)を差し引いた金額を記載すること。

b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。

(b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の発行価額の総額を加算した金額を記載すること。

(削る)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第一号様式に準じて記載すること。

(1)・(2) (略)

(3) これまでの募集(売出)実績

a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。

b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうち未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(4) 残額

「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載すること。